

文化審議会国語分科会日本語教育小委員会
認定日本語教育機関の認定基準等の検討に関するワーキンググループ（第3回）
議事録

令和5年8月29日（火）
15時00分～17時00分
W E B 会 議

[出席者]

- （委員）伊東委員、大日向委員、佐々木委員、戸田委員、長山委員、西村委員、古川委員
（計7名）
（文化庁）小林日本語教育推進室長、伊藤文化庁国語課長補佐、増田日本語教育調査官、
齊藤日本語教育調査官、松井日本語教育調査官 ほか関係官

[配布資料]

- 1 認定日本語教育機関の認定基準等の検討に関するワーキンググループ（第2回）
議事録（案）
- 2 認定日本語教育機関の認定審査における審議会の確認事項（案）
- 3 認定日本語教育機関への実地視察について（案）
- 4 認定日本語教育機関教育課程編成のための指針（案）
- 5 3分野ごとの言語活動別の目標（案）

[参考資料]

- 1 認定日本語教育機関に関する省令等の案について（パブリックコメント資料）
- 2 日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律
（条文）
- 3 日本語教育の質の維持向上の仕組みについて（報告）

[経過概要]

- 1 事務局から定足数を満たしていることと配布資料の確認があった。
- 2 事務局から配布資料2～5について説明があり、意見交換を行った。
- 3 次回のワーキンググループは10月に開催予定であることを確認した。
- 5 資料説明等の内容は以下のとおりである。

○戸田座長

定刻となりましたので、ただいまから第3回認定日本語教育機関の認定基準等の検討に関するワーキンググループを開会いたします。本日は御多用のところ、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

前回に引き続き、オンラインでのウェブ会議開催となります。傍聴者の方々もオンラインでこの会議を御覧になれることを御承知おきください。

議事に入る前に、定足数と配布資料の確認をいたします。事務局、お願いいたします。

○齊藤日本語教育調査官

本日、委員総数8名に対し7名御出席いただいております。したがいまして、会議開催に必要な過半数を超えており、定足数を満たしております。配布資料は、資料5点、参考資料3点、資料1の「前回議事録(案)」を除いて、いずれも文化庁ホームページに掲載しております。

○戸田座長

議事に入る前に、配布資料1「前回の議事録(案)」については、御出席いただいた委員の皆様へ御確認いただき、修正の必要がありましたら、1週間後の9月5日火曜日までに事務局まで御提出をお願いいたします。なお、最終的な議事録の確定は私、座長に御一任いただければと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。(異議なしの声)

ありがとうございます。続きまして、議事(1)認定日本語教育機関の認定等についてです。まずは資料2と3について事務局より御説明をお願いします。

○小林日本語教育推進室長

それでは、配布資料2「認定日本語教育機関の認定審査における審議会の確認事項(案)」と、配布資料3「認定日本語教育機関への実地視察について(案)」につきまして、説明いたします。まず、資料2です。省令に関しましては現在パブリックコメントを行っているところですが、こちらは、法律の施行後に、実際に日本語教育機関を認定する際に、その審査において審議会ですどのようなことを確認いただくかということについて、事前に定めておくというものでございます。

2枚目を御覧ください。2枚目は位置付けについてのものですが、法律上、また省令上では、日本語教育機関の認定については、政令に定める審議会の意見を聴いた上で文部科学大臣が認定を行うということになっておりまして、※印のところを御覧いただきたいのですが、皆様も御承知のとおり、来年度から、日本語教育の所掌自体が文部科学省に移管されますので、この審議会自体も、今は文化庁の日本教育小委員会で議論しているところ、恐らく教育をつかさどる審議会で議論することになるかと思っております。

今、中央教育審議会がございまして、そうしたところの中で御審議いただくことになるのではと思いますが、現在は、所掌上は文化庁で、この審議会でご議論いただくということでのこのような形としております。

二つ目以降が実際の位置付けということですが、実際に審査を行う際の審議会の審査において確認すべき事項ということで、適正な審査をすることとともに、受けようとする側に

とつてもどのようなことが確認されるのかということが分かるようにということで、このようなことを示したいと考えております。

三つ目の丸ですが、本資料については、最終的には、審議会等における審査の資料としての位置付けとして、決定をし、お見せしていくということであります。

四つ目ですが、この審査の確認事項については、これに加えてどのようなことを審議をすべきかといったことも、試行する中では起きてくるかと思っておりますので、それ以外のことは全く審議会では審査しないというわけではないことを確認的に書かせていただいております。

次の2枚目、3枚目以降でございます。こちらに関しましても、基本的には省令の中身を具体的に審議会で確認する際に、どのような観点に注意するかということになりますので、省令の位置付けと同様に、留学や生活・就労で分けて記載をしている部分がございますので、まず留学という観点で、どのようなことを確認するかをご覧ください。基本的には省令の順に沿って、どのようなことを確認するかという形になっております。

まず、(1)ですが、「校長について」というところで、今、省令上、「認定機関の運営に関し必要な見識」とあります。「運営」や、「必要な見識」が何かという観点で、イからホまで項目を挙げております。

(2)ですが、「校長について」ということで続きますが、「教育に関する業務の経験」を確認ということがあります。こちらについては、日本語教育機関ということですので、教育機関が読めるような感じで、さらに1条校や、教育機関の「学生管理、生活指導を含め」と書いてありますが、そのようなところを広く含めてという確認をしたいと考えております。例えば塾のような形態もあると思いますが、そうしたところは少し違う点でと考えております。

(3)について、校長と副校長を置いてくださいと案として出しておりますが、常勤かどうかというところが分かれてくると思います。常勤でないような場合に関しても、適切に管理がされているかどうかを確認することとしていきたいと思っております。

(4)の「社会的信望」は後ほど出てきますので、(5)についてご説明します。主任教員ですが、この方を決め、置いてくださいということで、主任教員の要件として、まさに教育課程の計画づくりや、ほかの先生の指導・監督といったような知識・技能、そうしたことを行う能力や経験などを確認したいと考えています。

(6)ですが、校長と主任教員については、恐らく別の方が担当するのが基本だと思いますが、同じ方が兼務される場合に関しての特例ということで、どのような形で見るとか、その妥当性などを確認しますということを規定して書いております。

(7)ですが、本務等教員は、省令上の案としては何人と書いてあるところですが、二つ以上の機関で本務等教員になっているというのは、意義上矛盾してしまうためそのようなことがないか、本務等教員の確認の在り方といったところを書いております。

(8)教員1人当たりの授業担当時数について、教員は25単位時間以上、ただし1年未満の方は短めに設定をしているのでその上限についても確認したいと考えております。

次のページです。(9)と(10)、特に(9)ですが、研修を学内で実施する体制を設けてくださいということで、ここは機関内外の研修を行うということもありますが、例えば年間の研修計画であるとか、人材育成計画というような、少し広く見るような形での計画など

も確認したいと考えております。

(10) について、教員は、設置者及び校長の指揮命令下ということで、ガバナンスが働いている中で、そうした契約が締結されているかどうかというのを確認することとしています。

次のページです。2. 施設と設備について、細かい基準になりますが、(1) 校地や校舎の場所は教育を行うのにふさわしい場所であるということで、例えば同じ建物に近接する建物に、風営法に関連するような施設がないこと等の要件を求めたいと考えています。(2) は校舎のトイレの数です。(3) ですが、教室については、地下の教室でなかったり、又は窓がない教室でなかったりすることの確認ということで、一般的な教室の基準として確認したいと考えています。(4) の教室に置く物に関しては、自己所有でない場合の考え方について書いております。

次のページです。日本語教育課程の部分で、ここは今申し上げることに加えて、この後申し上げる教育課程編成のための指針というところで主に見ることが多くなってまいります。それ以外の外形的な部分ということで(1) ですが、6か月以上の短い課程に関しては、そもそも短期間にその課程の目的が果たせる課程になっているかということを確認することです。

(2) 始期に関しては、いつでも始まるような形ではないので、確認したいということがあります。(3) 修業期間が様々なバリエーションに富んでいるところもあると思うのですが、1年に換算してどうかというところで確認することになります。

7ページ4. ですが、留学に関しましては、特に(1) 生活指導担当者を置くということが重要になってまいります。実質的に生活指導等ができる体制ができているかということ、また、特に生徒が来日した後ですぐに行うということで、生徒の母語、あるいはその他十分に意思疎通ができる言語によって対話できるかどうかということを確認したいと考えています。

(2) 健康診断に関しましては、学校保健安全法施行規則で、細かくどのようなことを確認するかが決まっております。そうした検査項目に準じて行われることが望ましいということで確認したいと考えています。

今までが留学に関するところでもございました。次の8枚目以降は、就労・生活についてです。基本的には同様のことを確認いたしますが、違う部分に関してのみ御説明いたします。

1の(2) でございますが、3行目のところ、校長の教育に関する業務の経験ということで、生活の場合又は就労の場合を想定して、例えば公民館等の社会教育施設や、職業開発能力校などの指定訓練施設での経験といったところも広く含めたいと考えています。

次のページです。(5) 主任教員について、主任教員の要件として、「特に生活・就労部門の課程を設置する認定機関の主任教員として」ということで、企業や自治体と連携した教育課程の編成などコーディネーターとしての知識・技能を有することを確認したいと考えているところです。

続きまして、11ページを御覧ください。就労・生活に関しての施設及び設備の(2) ですが、自己所有要件ということで、10年以上運営している場合の特例ということですが、その場合の考え方をここで示しております。安定して行っていたことと、当面の間しっかり実施できることを証するものというのを出示していただくことになるかと思っております。

次の12ページです。就労・生活に関しては、企業や自治体と連携をするということを省令で要件としたいと考えておりますが、ほかの場所に教室があるような場合の特例であります。ふだんの校舎以外の場所で教育を行う場合があるということですが、その場合であっても、(6)の騒音がないなど、授業の実施に適した場所であることは確認したいと考えております。

(7) そうした場合の、協定と書いておりましたが、例えば連携協定、請負契約等、両者間での取決めをした文書であれば形式は問わないという形で考えております。

次の14ページを御覧ください。学習上及び生活上の支援体制ですが、生活上の支援のための体制ということで、こちらの場合は例えば行政との連携といったところが、重要になってまいります。適切な窓口を紹介する等の支援の在り方についての確認を設けたいと考えています。(2)と(3)が、連携をする場合の考え方ということで、それぞれ就労と生活で書かせていただいております。

15ページ以降です。今までがどちらかということ、それぞれの分野の課程の特異の場合についてでしたが、これ以降は、両者共通する設置者としてふさわしい者の要件ということで、経済的基礎や、社会的信望の考え方についてです。

(1) 経済的基礎を有するかどうかということが審査の考え方であり。細かい内容になってまいります。例えば債務超過の場合の考え方、そして仲介料の考え方などを経済的基礎の中で確認するということとしております。

16ページを御覧ください。設置者の要件の二つ目、必要な知識や経験を有するかどうかということで、校長はもちろんですが、設置者として、例えばこの(2)、明確な、例えば学校の経営の理念や開校の理念、教育内容に関する方針など、日本語教育に関してしっかりと知見を持ち、また経営上の知識を有するかという観点で確認したいと考えています。

(3) 社会的信望の中身ですが、現在の「日本語教育機関の告示基準」に出てくるようなところを基本的には引用しております。見ていただくと分かるように、どのようなものも明らかに社会的信望がある行為だとは思われぬようなものが列挙されておりますが、こうしたものを基に、社会的信望について審査をするということを考えております。

資料3を御覧ください。認定日本語教育機関への実地視察について、必要に応じて、認定された日本語教育機関に関し、実際の教育の質の向上を図るという観点から、審議体とここで呼んでおりますが、審議会等の日本教育機関認定法の規定に基づく事項を取り扱うものということで、審議会などが実地視察を行うことについての考え方を示したものです。

法律上は、例えば勧告ができるとか、報告聴取ができるというような規定はあるのですが、こちらとひも付くものではございません。まずその点を整理させていただければと思います。

次のページです。1.の(1)、趣旨ということで先ほど申し上げたものです。審議会は来年、中央教育審議会に仮にできるとして、例えば日本語関係の部会や、専門家の方の細かい集まりができたときに、審議体というところが教育機関全体の質向上という観点から、必要に応じて実地視察を行うことがあるということで、実際にどのようなことを行うかという方法を2以降で示しております。

2の実地視察方法についてです。(1)ですが、対象となるものについては、審議体の長が定めるということで、その際、第三者評価による客観的な質保証の仕組みを有しないと

ておりますが、現在の規定では、第三者評価自体は努力義務になっており、やるところとやらないところが出てまいります。そうした外部の方の評価、意見を受けていないところを優先的に行うということでもあります。

(2) ですが、実地視察の際に見る観点で、適切な水準にあるかどうかということで、認定基準に書いてあるようなもののほか、例えば具体的に日本語教育課程の履修方法の状況や、実際に学則はどのように遵守をしているか、生徒の進路の状況等について、実地の中で確認をしていくということを考えています。

次のページを御覧ください。具体的な話になってまいります。実地視察自体は、委員2人以上ということで、審議体の長になる方が、誰が行うかを決めていただくということになります。利害のある方はできませんということです。また、(7)にあるように、留学に関しては、出入国在留管理庁の協力を求めることも可としております。(10) ですが、実際に実施視察を行った際に改善すべき事項が出てきたような場合には、適切な指導助言を行い、是正措置を求めるということでもあります。

3. 報告書の作成公表ということで、こうした実地視察を行った場合には、報告書を作成し、審議会に提出するなどのことを考えています。

また、なかなかあってはいけませんが、実際に、法令に違反しているような状態がある場合を発見したということでありましたら、文部科学大臣に意見を申し述べるというような仕組みづくりも考えているところです。

以上が資料2と資料3の説明です。

○戸田座長

それでは皆様、ただ今の事務局の説明について御質問、御意見のある方、まず資料2についていかがでしょうか。

では長山委員、お願いいたします。

○長山委員

資料8ページの校長について、必要な見識の部分と、16ページの設置者の必要な知見と、識見というところについてですが、これは両方とも以前の省令のところでもコメントさせていただきましたが、この日本語教育の質の向上は、多文化共生社会の実現に向けたロードマップや総合対応策との関係においても、重要なものだと認識しています。

その中でこういったところに多文化共生という言葉が出てこないことに関して、とても違和感があります。したがって、校長についても、設置者についても、必要な見識の中に、多文化共生に関することというのを明示的に入れたほうがいいのではないかと考えます。

それと、8ページ(2)の教育に関する業務の経験について、就労・生活の場合は留学に比べると、広くその経験を取ると御説明いただきましたが、「広く法令に基づく教育施設に関する経験も含め」というところで、「法令に基づく」というところが本当に必要かという疑問点が残ります。自治体、あるいは民間企業では、様々な形で広く教育事業をやっていて、必ずしもその法令の枠組みに入らないものもあると思うので、そういった教育の経験は広く拾い取ってもいいかと感じました。

以上2点、コメントいたします。

○戸田座長

まず、今の長山委員の多文化共生に関する文言を加えるということについて、それからまた、8ページの(2)で、「広く法令に基づく教育施設に関する経験」ということについて、さらに御意見がございましたらお願いいたします。

○伊藤課長補佐

事務局ですが、今の御意見で少し具体的にこちらから確認させていただいてもよろしいでしょうか。

○戸田座長

お願いいたします。

○伊藤課長補佐

長山委員、ありがとうございます。具体的な審査に関わってくる内容になってきますので、少し具体的にお伺いをしたいのですが、例えば今書かれているようなマネジメント関係であれば、御経験の有無ということで判断をしていくことになると思うのですが、多文化共生の見識といった場合に、具体的にはどういったことで審査をしていくかについてイメージを共有いただけるとありがたいです。

○長山委員

多文化共生に関わる業務として、例えば履歴書などで業務経験を御覧になると思うのですが、その職務歴の中で、多文化共生に関する何かしらの、例えば業務の経験であったり、あるいは、例えば講師やセミナーでの多文化共生に関する講演、あるいは研究などといったところは十分に読み込めるかと思えます。

私たちが多文化共生の様々な事業を公的機関で公示されるものを応札して、その経験などを出すことがあります。多文化共生に関するそういった業務経験があるかとか、識見があるかどうかというのは審査されるので、よくあることかと思えます。

○伊藤課長補佐

ありがとうございます。

○戸田座長

皆様、いかがでしょうか。「広く法令に基づく」というところに関しては、御意見はよろしいでしょうか。

それでは、ほかの御意見をお伺いしたいと思います。伊東委員、お願いいたします。

○伊東委員

資料2の6ページ、日本語教育課程、留学(1)についてです。文言の中に「修業期間が6か月以上の課程について」となっていますが、この認定日本語教育機関は大学も対象にし

ているということであれば、大学の場合には Semester 制やクォーター制など、学期制というようなくりで教育課程が組まれています。そうしたときに、この文言は違和感があると思いました。

したがって、どのように書いたらいいかわからないのですが、大学の立場から言えば、15週間と決められているので、それにふさわしい形、あるいは法務省告示校や大学をも包括するような表現に変えていただかないと違和感があると思いました。

○戸田座長

今の「包括に」というところは、事務局はいかがでしょうか。

○伊藤課長補佐

15週をやることによって恐らくそれで6か月になるのだと思いますので、それで認められるということが分かるような書きぶりにしようと思います。ありがとうございます。

○戸田座長

お願いいたします。伊東委員、よろしいでしょうか。

○伊東委員

はい、ありがとうございます。

○戸田座長

西村委員、お願いいたします。

○西村委員

資料2の3ページですが、3ページの(7)、本務等教員に関して、授業担当時間数のみではなく、業務内容など様々なことを確認していくということは承知しているのですが、ここで言うその業務内容は、授業以外だと、例えばどのようなことを想定していらっしゃるのか念のために確認したいと思いました。

○戸田座長

では事務局、お願いいたします。

○伊藤課長補佐

具体的に申し上げますと、教育課程の編成や、例えば特に主任クラスの先生だと、ほとんど授業はお持ちでなくて、各教育課程のマネジメントをされている先生方もいらっしゃいますので、そういった業務を想定しております。

○西村委員

分かりました。ありがとうございます。そうしますと、例えば主任クラスの先生でマネジメントをしていて、毎日来てはいないが、その学校で、メインで仕事をされているという方

は本務等教員に該当する可能性が十分あるという理解でよろしいでしょうか。

○伊藤課長補佐

はい、そのように考えています。

○西村委員

分かりました。ありがとうございます。

○戸田座長

ほかにいかがでしょうか。佐々木委員、お願いいたします。

○佐々木委員

3ページの(8)です。読み間違えたのは私だけかと思うのですが、(8)の二のところ「校長又は副校長と主任教員を兼ねる者 16単位時間」と書いてあるのを見て、多いと思いました。というのは読み間違いで、校長と主任教員を兼ねる人が16単位というように読んでしまったのです。これは専任の教員と校長を兼ねるとかそういう意味ですよ。そうだとすれば、書き方としては、「校長、副校長、又は主任教員を兼ねる者 16単位」というように書いていただいたほうがいいのではないかと思いましたが、いかがでしょうか。

○戸田座長

事務局、御説明をお願いいたします。

○伊藤課長補佐

佐々木委員の御指摘の関係で言いますと、佐々木委員の初見の御理解が勘違いではなくて、ここで言っているのは、校長または副校長と、主任を兼ねる場合のことを指しております。

○佐々木委員

そうだとすると、校長と主任教員を同じ者が担当する場合には、数コマに限るということが書いてあります。

○伊藤課長補佐

(6)ですね。

○佐々木委員

ええ、そうです。実際そうだろうと思います。校長も主任教員もやりますとなった場合、2コマとか4コマぐらいしか教えられないのではないかという気がするのですが。

○伊藤課長補佐

今の告示基準からそのまま引用したところではありましたが、整合性があるように見直させていただきます。その上で、佐々木委員の御指摘は、どちらかという(6)にあるよ

うな数コマが限度であろうという御意見ということですね。

○佐々木委員

そういうことです。両方、校長も主任教員も兼ねたら大変だろうということです。お考えください。

それから私が読み違えているか、読み足りないということですが、2ページ(2)の校長の資格のところです。一番上の、校長の資格で、学校の後に括弧で「専修学校及び各種学校」というのが入っているのは、それはもう当然でいいと思います。学校と書いてあれば1条校が入るのは確かですが、大学の先生で退職なさった方が校長になるケースが随分ありますが、御心配になるのではないかと思ったのです。大学とか、大学院までは書かなくても、大学を含むと書いておかなくても大丈夫でしょうか。

○伊藤課長補佐

学校といった場合には、今、佐々木委員もおっしゃったとおり、基本的には裸で書いた場合、1条校を指すので、幼稚園から大学までは全て含まれることになります。

○佐々木委員

それで大丈夫ですね。大学の先生は御心配にならないかと思ったのですが。では大丈夫ですね。結構です。あと、小さな点を言ってもいいですか。

○戸田座長

お願いします。

○佐々木委員

5ページの(4)で、「安定かつ専用で」と書いてあるのですが、私は「安定的かつ専用で」と言ったほうがしっくりきます。「安定使用」という言い方はあまりないのではないかと思います。小さな語句の問題です。

○戸田座長

3ページ(8)の時間数の件については、事務局で確認いただけるということで、お願いいたします。

それでは、古川委員、お願いいたします。

○古川委員

佐々木委員の御指摘の3ページの「担当するとしても数コマに限る」といったところで16単位時間は多いかと思いました。ですので、ここが、整合性が取れていないと感じるので、16単位はもう少し少なく、半分だったら4コマ、大学だと90分4コマぐらいなのでちょうどいいぐらいかと思いました。

基本的に担当しないことにするというところに合わせるのであれば、例えば原則や何か文言を変えるなりするのと、(8)の単位時間だけ、少なくするのがいいかと思った次第で

す。

2ページの、校長について、先ほど伊東委員からも御指摘があったところですが、校長先生は、以前お伺いしたときに学長に当たると伺ったかと思えます。参考資料1「認定日本語教育機関に関する省令等の案について（パブリックコメント資料）」で、機関の責任者として機関の業務をつかさどる者であり、学長、センター長など呼称は問わないと書かれていて、となると、例えば大学で留学生別科というところを考えた場合に、別科長も一応、校長になってもいいということなのか、確認させていただきたいです。

また、別科長となった場合でも、恐らく条件のところのホです。日本語教育機関の運営に関する事務の見識があるかというところに関して、必ずしも日本語教育を担当されている先生が別科長になるとは限らないかと思うので、教育の運営に関する見識があるかというところで見てくださいのか、それとも、これは留学生別科という日本語教育機関になるので、日本語教育に関しては、ここは譲れないという形になるのか、この理解の確認をさせていただきたいと思えます。

○戸田座長

今の古川委員の御意見については、事務局いかがでしょうか。

○伊藤課長補佐

まず別科長については、認定自体は機関が受けるもので、別科自体が認定の主体にはなり得ないので、大学の場合は学長ということになるかと思えます。

○古川委員

なるほど。

○伊藤課長補佐

その上で、センターなどとさせていただいたのは、そのセンターとして単独の機関があった場合に、そのセンター長でもいいという意味合いです。

また、(1)のホのところですが、括弧書きで趣旨として「教育機関の運営に関する事務の見識に基づき確認」というところで、何らかその教育機関の運営であるということを書かせていただいております。したがって、必ずしも日本語教育に造詣が深い必要があるわけではないという認識でおります。

○古川委員

基本的には別科の場合は、大学の附属機関ということになるので、校長としては学長になり、その「教育機関の運営に関する事務の見識」というのが気になるのですが、教育機関の運営に関わる見識を持っているかというところで、包括的に認めるというような形になるということによろしいですか。

○伊藤課長補佐

そのように考えております。

○古川委員

また、5 ページで、先ほど長山委員がおっしゃっていた多文化共生にも関わってくるかと思うのですが、5 ページの(2)です。トイレに関して、男女に均等に割り振られることが望ましいというところで、最近ジェンダーレスや、オールジェンダーというような観点も様々で、男女というところにおいて、様々なところを含意するという、インクルーシブなどというところにおいて話を進めていくのであれば、この部分を男女ではなくて、例えば在籍者など、もう少し全て含意するような表現にしても、今後のためにもいいのではないかと思います。

○戸田座長

ありがとうございました。それでは大日向委員、お願いいたします。

○大日向委員

確認事項ですが、2 ページの、校長の資格のところ、(2)の「確認をする際は」で、認定日本語教育機関や学校の経営者、理事云々とあるのですが、ここは、現在、告示校である機関は認定日本語教育機関とみなすということか、というのが1点目の確認です。

それから、もう1点確認させていただきたいのですが、15 ページです。設置者の要件に関するところ(1)のロですが、「設置者が、生徒募集や入学手続支援等のために第三者に仲介料等の費用を支払っている場合」と書かれていますが、「生徒から徴収する授業料等の額と比較して相当程度高額でないこと」という形で、手数料のことを抑えようという意図は分かるのですが、実際のところ、相当程度高額でないというのはどの程度か、何か想定されていることがあるかということを確認したいと思いました。以上2点でございます。

○戸田座長

それでは、ただいまの大日向委員からの2点について、事務局、お願いいたします。

○伊藤課長補佐

まず校長の要件、経験のところでございますが、御指摘のとおり、経過措置期間中は告示校等、その認定機関になり得る機関というのも含める必要があるとは思っております。

それから最後の15 ページの設置者の要件のところでございますが、こちらは恐らく、その機関の授業料の収入の額などによっても変わってくると思っております。要は最終的には教育課程を適正に運営するのに必要な額が最後に残るかどうかということによるので、授業料が低ければ、それも割合という意味では仮に低くても問題があるかもしれませんし、例えば授業料が高ければ、割合が少しほかの機関より高くても、問題なく差引きしたときに必要な額が残るという場合もあり得るので、一概に、例えば何割ですということはお示しが難しいとは思っております。

○大日向委員

2 ページ目ですが、今の移行措置期間は、告示の日本語教育機関というのが含まれていて、

その後は含まれないということですか。

○伊藤課長補佐

そのように申し上げました。

○大日向委員

ということは、この5年間だけは移行期間であって、告示校の経験が生かされるが、それ以降については、それが経験とみなされないということになりますか。

○伊藤課長補佐

経過措置期間で区切った場合はそのようになると思います。

○大日向委員

それでよろしいのでしょうか。経過措置期間だけというのは、何かおかしいと思います。

○伊藤課長補佐

含めるべきという御意見ということですよ。

○大日向委員

はい、そうです。告示の日本語教育機関を一定の期間運営したことや、携わっていたということは、キャリアとして残ると思われますので、含むべきだと思います。

○伊藤課長補佐

はい。

○戸田座長

引き続き資料2につきまして、御意見はよろしいでしょうか。

それでは、私から一つございまして、8ページです。1. 教員及び職員の体制、就労と生活のところでございます。(1)の校長というところですが、就労や生活ということになりますと、必ずしも校長ということではなく、代表という場合もありますので、ここは括弧書きに何か呼称は問わないというような、省令に合った文言を加えてもよいかと考えております。私から一つ申し上げます。

それでは続きまして、資料3についての御意見をお願いいたします。大日向委員、お願いいたします。

○大日向委員

1ページ目の趣旨の1で、「必要に応じて実地視察を行う」と書かれているのですが、この「必要に応じて」という記載は、実際の頻度ではありませんので、実際の頻度について、定められないにしても、何か腹案というか、この程度であろうみたいなものがあれば、お示しいただきたいと思います。

○戸田座長

この点につきまして、ほかに御意見がおありでしょうか。もう少し明確な文言でということでしょうか。伊東委員、お願いいたします。

○伊東委員

私も実地視察に関しては、頻度や回数が気になっておりました。大学でいうと、設置審による認証評価というのも5年おき、あるいは数年おきということで明記されているので、実地調査と聞いたときに、どのぐらいの頻度で行われるかということが気になりました。

また「必要に応じて」、これは先ほどの第三者評価、すぐ下の2の(1)「その際、第三者評価による客観的な質保証の仕組みを有しない認定云々を優先的に選定することとする」という、このこと関わっているかと思いましたが、曖昧さが残ると思いました。

○戸田座長

この点について、事務局はいかがでしょうか。

○小林日本語教育推進室長

「必要に応じて」というのは、まさに裁量がこちら側にあるような表現で、よく使う言葉ではあります。どのぐらいの頻度でやるかですとか、例えば、伊東委員がおっしゃった認証評価のようなものに近いイメージを持たれると、数の問題なども出てくるところでどのぐらいの頻度でやるかというのは、恐らくどのぐらいのマンパワーが要るかといったところともリンクもしてくるので、そこはまたよく考えさせていただければと思います。

○戸田座長

伊東委員、いかがでしょうか。

○伊東委員

マンパワーや予算ということであれば致し方ないかとは思いますが、省令であれば、明確に書いていただいたほうが、私たちにとっても、意識しながら作業を進められるということと、組織体制も、それに準じて結束力のある体制が取れるのでありがたいという感じはします。要するに、この「必要に応じて」といったことや、「優先的に選定することとする」ということがしっくりこないという感じがしました。

○戸田座長

大日向委員、お願いいたします。

○大日向委員

付け加えますと、従来の、告示制度についての様々な批判の中に、一度、書類審査をしてしまうと、その後の運用の確認がなされていないというような批判がございましたので、この部分は質を維持するためには非常に大切な点かと考えます。

○戸田座長

ありがとうございます。私もそのように思います。
古川委員、お願いいたします。

○古川委員

同意見ですが、第三者評価による客観的な質保証の仕組みを有しないということは、しかし、認定日本語教育機関を認定するときに恐らくこの点を確認していると思うので、水準の維持、向上を図るためということで、例えば3年や5年たった後に、本当に認定したときと同じ水準を維持しているのかということを確認するために実施するものと解釈しています。

その上で、あまり評判がよろしくないというか、そういったところが目に入ったところを優先的に選定するとか、基準が明確でないと、視察に来られるときにはまずいことやっているところになるのか、それとも、ランダムに様々な機関を見て回るという形になるのかということの基準のようなものがしっかりあればいいと、そして、その目的とともに、視察の基準のようなものも、公表しないまでもしっかりと持つておくべきかと思いました。

○戸田座長

今の皆様の御意見に関して何か事務局はございますか。

○小林日本語教育推進室長

まさに質の保証や、大日向委員のご発言にあったような観点、また、実際に学校のほうから見て、どのような形で実施されるのかという、見えないようなところ、その様々な論点があると思います。質保証をどのようにやっていくかということと大きくつながっているところでもあるということで、御意見を賜ったところでもありますので、やり方をよく考えていきたいと思っています。

○戸田座長

お願いいたします。それでは、御意見がおありでしたらお願いいたします。資料3でございます。西村委員、お願いいたします。

○西村委員

1ページ、2.の实地視察方法の⑥に「学則」とあるのですが、ここでの意味は、学則が実際に運用されているか、適切に運用されているかどうかを確かめるという意味合いかと思います。例えば施設や設備を届出と同じかどうか見るというのと、学則を見るというのは、学則は提出したものと同じものがそこにあると思うので、ニュアンスが異なるかと思います。何か表現を検討いただけたらいいかと思いました。以上です。

○戸田座長

ありがとうございます。伊東委員、お願いいたします。

○伊東委員

再び実地視察方法、(2)ですが、この実地視察は云々と書いてあって、適正な水準にあるかどうかということで、これを①から⑧を見ると、ある意味では外形的な評価かと思いました。ここで質の保証や中身のことを考えると、ここで勉強している学習者、要するに学び手のヒアリングや、彼らの感じる学校組織や教育内容のことについて、聞くべきではないかと思います。ただ単に①から⑧だけだと、書類を整える、施設を整えるだけで終わってしまって、教育の実態、中身については十分に把握できないと思いますので、是非とも、ここに学習者のヒアリング、あるいは学習者の学校に対する評価のようなものの視察があるといいかと思いました。

○戸田座長

ありがとうございます。

○伊東委員

今の点は2ページ目の(9)に記載してありましたね。私が見落としておりました。申し訳ありません。ありがとうございます。

○戸田座長

資料3の2ページのほうも御意見がおありでしたら、お願いいたします。それでは、資料3について御意見はよろしいでしょうか。もしおありでしたら、最後にまた伺えればと思います。

続きまして、資料4と5につきまして、事務局より御説明をお願いいたします。

○齊藤日本語教育調査官

資料4は、認定日本語教育機関教育課程編成のための指針(案)、資料5として、言語活動別の目標、3分野ということでお示しをしております。

まず資料4についてです。今回の日本語教育機関認定法ですが、認定を受けようとする日本語教育機関は、日本語教育課程の編成、実施方法についても基準に適合していることが求められるとされております。これまでのワーキンググループ等でコアカリキュラム(仮称)とお示しをしておりましたが、学習項目や学習内容を規定するという事は、多様性を認める日本語教育にはなかなかそぐわないのではないかという視点がありました。その一方で、教育内容のばらつきという課題もございます。

このような中で、一定の水準が担保されていることを確認する方法として、コアカリキュラムという形ではなく、教育課程を編成する際によりどころとして、共通的に要件を示すものとして教育課程の編成の指針の案に至りました。

2ページ目は、本指針の目的、考え方、留意点ということで記載をしております。今申し上げた点につきましては、目的、考え方に示されておりますが、留意点としては、多様性を尊重するという事と、もう一つは枠組みを構築することで教育の質保証を目指すということです。共通化した要件は示すものの、本指針を土台として、それぞれの機関の特色を踏まえた独自の教育内容を計画して実施するという事を目指していきたいと考えておりま

す。ポイントは、教育課程が、体系的に維持されているかどうかというところでございます。

2 ページ目は、省令等（案）で示されている教育課程における確認事項です。こちらの確認事項と本指針、これ以降、お示しする内容を踏まえて教育課程の編成をしていただきたいと考えております。これからは留学、就労、生活のそれぞれの分野について記載をしておりますが、教育課程の編成の考え方、到達目標等々、項目につきましては分野共通のものでございます。分野の特性を踏まえた内容は、中身のところで少し工夫した記載をしておりますので、その部分については追って説明いたします。

まず留学分野を基に説明いたします。教育課程の編成の考え方ですが、例えば留学の分野では、高等教育機関への進学や、就労を希望する場合、それから日本語能力の向上といった多様で幅広い目的がございます。そういった多様な目的、進路目的に沿った教育内容を行うことを目的とし、そこに各機関の教育理念や教育目標も踏まえながら、教育課程を編成していきたいと考えております。

教育課程の編成に当たって課程の名称ですが、今後、入学希望者に教育に関する情報が分かりやすく示せるような工夫ということで、課程の名称に、主たる目的、就業期間を端的に示した名称としてはどうかと考えております。

4 ページも教育課程の編成の考え方でございます。留学分野においては、単に知識量の多さ、試験の合格のみで日本語能力を判定するのではなく、目的とする進路への円滑な接続を目指すのに必要となる言語的な知識・技能に加え、社会や学術的な話題に関心を持ち、情報の適切な取捨選択、多角的な視点で考え発信することなど、主な進路先で求められる日本語能力、日本語学習に関する意欲・態度についても盛り込まれることを目指せばと考えております。

次に課程の到達レベル、到達目標についてです。課程を通して目標とする到達レベルと日本語能力に関する到達目標を設定することとしております。課程の到達目標については、「日本語教育の参照枠」の全体的な尺度と言語能力別の熟達度を参照しながら、各機関における理念等も踏まえ、具体的な言語能力記述文で設定することとしております。

課程の到達目標を定める上で参照する到達レベル、言語活動別の学習目標については、この後、説明する別表のとおりでございます。この別表と「日本語教育の参照枠」で示されているCan doを選択するほか、必要に応じて一部修正したり、新たなCan doを作成したりするという事を考えております。

到達レベル、到達目標を設定した後ですが、留学分野においては一定の期間、長期的かつ継続的な学習が可能であることを前提として考えて、目標とするレベルに到達するために適切かつ必要な修業期間、十分な学習時間を確保するという事を記載しております。

7 ページですが、教育内容の実施に当たっては定期的に学習の評価の機会を設けて、一定の期間ごとに言語活動ごとに評価を行うことを目指したいと考えております。したがって、修業期間と総学習時間を適切な期間、時間で区切ってレベルを設定することとしております。こちらのレベルにつきましては、「日本語教育の参照枠」に対応させながら設定をしていきたいと考えております。

8 ページ、学習の内容については、当該課程全体を通して「日本語教育の参照枠」で示している五つの言語活動、「聞くこと」「読むこと」「話すこと（会話・発表）」「書くこと」を盛り込むこととしております。また、方略（ストラテジー）能力や、社会・文化的情報、交

流・体験活動、総合学習の要素なども学習内容として盛り込むことが望ましいと考えております。

続きまして、授業科目ですが、五つの言語活動を扱う科目を設定していただきたいと考えております。この場合ですが、聴解や会話のように、一つの言語活動を扱う科目のほかに、その課程の目的に応じて複数の言語活動を組み合わせた科目を設定することが望ましいと考えております。五つの言語活動以外に必要な科目や教育内容を組み込むこともできると考えておりますが、その科目の目的を明らかにすること、計画的に考えられたものであることが必要であると考えております。

その設定された科目につきましては、修業期間を通した到達目標、レベルごとの学習目標を言語能力記述文で設定することとし、それらについては、学習者である生徒に対して丁寧に説明し、共有されることとしております。

続きまして教材ですが、学習目標、科目や学習内容等に合わせて、教材は適切に選定をしていただきたいと考えております。一つの教材を複数の学期や、複数の科目にまたがって横断的に使用する場合などがあるかと思いますが、そういった場合も適切に使い分けられるように、あらかじめ、予定の箇所を明確にしておくことが望ましいと考えております。

次に評価についてです。評価については、単元ごとのテストや定期試験に限定することなく、必要に応じてパフォーマンス評価、自己評価、他者評価、成果物の評価などを適切に組み合わせ、必要な評価ツールを用いて評価を行っていただきたいと考えております。また、到達度のテストだけでなく、熟達度のテストも必要に応じて組み込まれるとよいと考えております。

さらに留学分野においては、論理的思考力、円滑な人間関係を構築していくための異文化間能力等も目標に組み込まれることがあるかと考えられます。そのような場合も、多様な評価方法を組み合わせる適切な評価活動を実施していただきたいと考えております。

評価の内容、成績の基準等については、事前に授業を担当する教員だけでなく、学習者と共有することを必須と考えております。なお、分野共通ですが、日本語学習に当たっては、自立した言語使用者として、生涯にわたり日本語を学んでいくための意欲・態度の醸成が必要とされております。そこで、学習を自ら管理する能力の向上を目指す学習活動を組み込むようにして、適切に時間を配分した上で実施していただきたいと考えております。修了要件は各課程で定めた目標等を踏まえ、出席率などを勘案し、適切な要件を設けていただきたいと思っております。

続いて就労分野です。必要な項目、要件につきましては、先ほど留学分野でお示ししたとおりです。内容につきましては、それぞれの分野の特性を踏まえた内容を記述している部分について主に説明いたします。

就労分野の教育課程編成の考え方としては、我が国での就労又は就労を希望するために求められる業種や職種ごとに異なる日本語能力を身につけること、それから業務遂行のための課題達成に必要な日本語能力などを育成していくことを目的と考えております。

続きまして、到達レベルです。就労と生活については、日本語学習の経験がない方がB1以上の日本語能力を身につけることができる課程を一つ以上置くとされております。その点が少し留学と異なるかと思いますが、課程の到達目標の設定の仕方、全体の尺度を用いて示すこと、言語能力記述文、Can doを用いて具体的に記述をするといったところは、留学分

野、生活分野ともに共通しております。修業期間・学習時間の考え方につきましても、基本的には到達レベルに必要な時間を十分に確保していただきたいと考えております。

17ページですが、定期的に学習の評価の機会を設けていただきたいという点は共通しております。学期ごとの到達レベル、到達目標を設定して、レベルを参照枠と対応させながら設定するといったところも共通しております。

学習の内容につきましても、参照枠で示す五つの言語活動を踏まえて行うというところは共通ですが、18ページの推奨する学習内容のところでは、就労分野の特性を踏まえて考えております。例えば就労場面における社会・文化的情報として、就労慣行やビジネスマナーといった内容、職場見学や職業体験、異業種交流などといった内容などが考えられます。

授業科目の立て方につきましては、先ほど説明した留学分野での授業科目での考え方と同じで、聴解、会話といった科目を設定する場合、それから複合的に言語活動を考えた科目を設定するといったことが考えられます。

教材等を適切に選定していただくといったところは同じです。それから学習成果の評価につきましても、様々な評価の方法を課程の目的に応じて、必要に合わせて、適切に組み合わせながら実施していただきたいということを示しております。

修了の要件につきましても共通しております。

続きまして、生活の分野ですが、教育課程の編成の考え方としては、地域社会で自立した生活を送るための日本語能力を身につけること、生涯を通じて日本語を学び管理する力を身につけるといったことを目的と考えております。日本語を使って、23ページの下に示しているような事柄ができるようになることを目標と考えております。

到達レベルや到達目標の考え方、設定の仕方、続いて25ページの修業時間、学習時間の設定の考え方等は、就労分野と共通しておりますので、少し割愛いたします。

レベル設定、学期についても、学習の評価を定期的実施していただきたいということで、適切に区切った学期を定めるということで、こちらも就労分野と共通しております。

学習の内容、27ページの(3)ですが、推奨する学習の内容としては、社会・文化について日本語で学ぶ活動や、地域の方々との交流、地域イベントへの参加などが考えられるかと思えます。

授業科目についても考え方は先ほど説明したとおりでございます。教材の選定も適切に行っていただきたいということでお示しをしております。

学習成果の評価、修了要件につきましても、就労分野と共通しております。

続きまして、資料5ですが、こちらは別表として、分野ごとに言語活動ごとにレベル、目安となる学習時間、レベル別の目標を示したものでございます。レベル到達に必要なとされる学習時間は3分野共通しております。学習時間は、令和4年11月29日の文化審議会国語分科会で示された「地域における日本語教育の在り方について(報告)」で示された学習時間の考え方を踏まえております。

各分野における、言語活動ごとの目標は、言語能力に関して、「日本語教育の参照枠」で示されている言語活動別の熟達度、活動Can do、各分野における事例を参考にしながら、分野の特性を踏まえて記述しております。

以上でございます。

○戸田座長

それでは、まず資料4について、皆様の御意見を伺いたいと思いますが、大部となっておりますので、少しページを分けて御意見を伺ってまいります。まずは資料4、3ページから13ページ、留学分野に係る教育課程編成のための指針について御意見をお願いいたします。

伊東委員、お願いいたします。

○伊東委員

私は全体的なことを申し上げたいと思います。今、御説明のあったことはとても大切なことで、私たちが今後の質の向上、そして認定日本語教育機関の内実を広く国内外に示すためにも、これはやるべきことだと思います。その点で、大学で言うと学生便覧というものがあるって、学生や教職員は、その学生便覧を見ることによって、大学での修学や学生生活におけるもろもろの規定、そして案内、また学習すべき内容、評価、全てそこに網羅されているわけです。それを見ることによって私たちは、新任の教員であっても、また学生であっても、内実が分かるという状況があります。

したがって、今後の認定日本語教育機関は、大学における学生便覧のようなものを広く発出することによって、組織の評価の在り方を点検することも可能になるでしょうし、また日本語だけでなく、英語あるいは学習者の母校に対応したバイリンガルな学生便覧を発行することによって、組織の透明性も発信できるのではないかと思います。

手間はかかりますが、日本語教育推進法のメリットの中で言われているのは、広く学習者に、組織がどういうものであって、選べるようにということがあるわけですから、情報の発信という点でも、学生便覧を作ること、またそれがインターネットで見られるような形になってくるといいかと思いました。私は個々のことよりも、今述べられたことの運用面でグレードアップしたいというところからお話ししました。

○戸田座長

ありがとうございました。是非、よろしくお願いいたします。

それでは、御意見をお願いいたします。それでは西村委員お願いします。

○西村委員

11ページに飛びますが、評価に関して詳しく説明があろうかと思います。評価に関して二つ目の丸のところ、「科目ごとに評価を行うこととする」と書かれています。現行の日本語教育機関では、例えば総合日本語という科目があって、その科目の中で、ここで言う五つの言語活動、そういったものに切り分けて評価をしていると思います。例えば「読む」「聴く」「書く」というような形で評価している形もあるかと思うのですが、そのようなものも、その各教育機関の独自性の中に入れて認めていくというようなことでよろしいのか、それとも、一つ科目を決めたらその科目で何か一つの評価をするというようなことを想定していらっしゃるのか。その辺のイメージがもし決まっているようでしたら教えていただきたいと思います。

○齊藤日本語教育調査官

細かい部分については、これからまた検討を詰めていくことになるかと思えます。実際の現在の例えば留学の告示校でも様々な評価の在り方があるかと思えますので、そういったものを参考にしながら検討していきたいと思えます。

○西村委員

そういうことであれば、これから様々なものを模索くださるということだとは思いますが、現行の在り方、それも尊重していただいて、その科目ごとでという、これだけ見ると何か科目と評価する項目というのが一致していないといけないというような誤解もあろうかと思うので、そうではないということが今確認できてよかったです。

○戸田座長

それでは佐々木委員、お願いいたします。

○佐々木委員

4 ページの最後の行ですが、「日本語学習に関する意欲・態度についても」というところです。これはとてもいいと思うのですが、これにもう一つ、意欲・態度・学習方略と入れてほしいです。なぜかという、なかなか今、「日本語教育の参照枠」が浸透しないのは、先生も学生もそういう考え方に慣れていないということがあります。是非その学生に、最初から学習方略というものを知ってもらい、様々な形があるということを知ってもらってそれを育てていく、つまり、どう学ぶかというのを育てていくのは、日本語学校の大切な仕事だと思ふからです。

それから同じ行ですが、「到達目標、学習目標、学習内容」とありますが、この到達目標と学習目標の違いを説明していただけますか。

○戸田座長

事務局、お願いいたします。

○齊藤日本語教育調査官

今後この用語の定義も具体的に手引き等で解説をしていく必要があるかと考えております。現在のところで、今私どもで考えている使い方としましては、課程全体の到達目標、学期ごとの到達目標という少し大きいくりでの目標として到達目標と使っておりまして、科目に関しましては学習目標というように使い分けるようには考えております。

○佐々木委員

それは説明が必要ですね。分かりました。ありがとうございます。それでは両方必要だと考えます。

○戸田座長

大日向委員、お願いいたします。

○大日向委員

今のところで、1点目は確認です。4ページの教育課程編成の考え方という部分ですが、この部分は、大学等に進学したり企業へ就職することを目指す課程を対象にしています。例えば教養であるとか自己研さんを目的とした学習者を対象とした課程もあるわけですが、こういった学習者を対象にした課程では、これらのことが含まれないという理解でよろしいでしょうか。

2点目は、今佐々木委員がおっしゃられたのは、ここですね。最後の文章、日本語学習に関する意欲・態度についても盛り込むというところはよいとおっしゃられたのですが、実は私は、この部分については、これを語学教育機関に求めるべき事柄であるのかどうかということについて、私はそうではないと考えておりますので、皆様の御意見も伺いたいと思います。

○戸田座長

それでは、まず事務局から最初の点について、いかがでしょうか。

○齊藤日本語教育調査官

主に対象とする学習者のニーズや、それらも踏まえた上で課程を編成するといった場合、必ずしも4ページのようなことが盛り込まれないということは考えられるかと思います。

○戸田座長

よろしいでしょうか。

○大日向委員

そちらの確認は了解いたしました。

○戸田座長

それでは、今、大日向委員からお話がありました、ここに意欲・態度についても学習内容に盛り込むという点について、御意見を皆様、お聞かせいただければと思いますが、いかがでしょうか。

大日向委員、この意欲・態度についてもここに盛り込まないという御意見ですが、理由やお考えをもう少しお聞かせいただければと思いますが。

○大日向委員

前半に書かれている、話題に関心を持ち、適切な取捨選択や、多角的な視点で発信することが各進路先で求められる日本語能力であるということは分かるのですが、日本語学習に関する意欲・態度について、これが求められているのかどうかということと、もう1点は、意欲・態度について、到達目標、学習目標ということであれば、これは評価しなければいけないわけですが、これは果たして語学教育機関がやるべきことであるのかどうかということについて私は大いに疑問を持っております。

○戸田座長

ありがとうございます。では西村委員お願いいたします。

○西村委員

私も、考えるに当たって、今の大日向委員の後半が私も気になっていて、学習に関する意欲・態度というのがどのようなことを指しているのかということをもう一回確認したいということと、それから学習意欲や学習態度といったものを、例えば自律的な学習意欲、学習態度というものを醸成していくというようなことが教育の中に盛り込まれていくということには、大きくは賛成ではあるのですが、その辺はこの意欲・態度が何を指している、学習内容に盛り込むということが何を指しているのかということと併せて説明いただけると、もう少し考えやすくなるかと思いました。

○戸田座長

ありがとうございます。それでは事務局、お願いいたします。

○松井日本語教育調査官

事務局から意欲・態度について少し補足で説明いたします。大日向委員が御懸念のとおり、その意欲・態度というものがどのように評価できるのか、特に態度についてどのように評価しているのかについては、慎重に扱わなければいけないというのは御指摘のとおりかと思えます。これは非常に主観的な価値判断に関わる場所ですので、この点については慎重に扱いたいと思います。

その一方で、参照枠の大本になっておりますCEFRでは、言語能力については、知識、技能、態度というような、この三つの考え方に分類して、特に意欲、態度については、西村委員が御指摘のとおり、いい意欲、いい態度とかということではなく、どちらかというともともとアティチューードという言葉の翻訳ですので、また態度と翻訳したときに様々な解釈が入る可能性はありますが、自律的に学習を進めていける、その姿勢、能力といったものを態度というところを想定しているところまでございまして、この辺りは大日向委員の御懸念のとおり、慎重にさらに詳しく書き込んでいきたいとは思っております。大枠においてこの意欲・態度というのは自律的な学習、生涯にわたる自律的な学習、自ら自分の学習を計画していける姿勢というような意味合いで出しているものでございます。

○戸田座長

佐々木委員、お願いいたします。

○佐々木委員

自律的学習能力の育成も大切ですし、それから協働的な学習能力の育成も大切です。せっかく日本語学校というコミュニティーを作っているわけですから、そこで自分の協働的な力を伸ばして行って、日本社会でも、ほかのところでも、日本語を使って社会人として活躍できるような人材を育てていくというのが日本語学校の仕事ではないかと思っております。

で、そういった学習能力の育成という意味でこの言葉は残しておいてほしいと思います。

○戸田座長

ほかにこの点についてご意見はいかがでしょうか。古川委員、お願いいたします。

○古川委員

意欲というところに関して言うと、これは進学コースなので、そもそもそういう進学というところに対して意欲を持っている学生を取ることなので、何となくそれが目標に入ってくるのは、個人的には少し違和感があるところであります。ただ一方、態度ということに関しては、先ほどの事務局の説明や佐々木先生のお話の中でも、態度というところは自律的な学習者、自律的に学習をしていくというところは、評価対象にもちろんなってくると思いますし、目標に盛り込むというところには違和感がないので、意欲・態度となると、少し分けてもいいのではないかと感じました。

○戸田座長

それでは今、各委員から、自律的な学習、協働学習、そして佐々木委員から、学習方略という御提案もありましたので、この辺もまた考えていただければと思います。

では、ほかに御意見。古川委員、お願いいたします。

○古川委員

3ページの課程の名称に関するところですが、四つ目の課程の名称のところの2行目です。「必ず主たる目的と修業期間を端的に示した名称とすること」というところと、この※印、「最低限、進学かそれ以外の目的かが分かる名称であること」ということで、これは結局、修業期間に関しては明記しないといけないのか、しなくてもいいのかというところで、どちらなのかというところが混乱しているのですが、これは結局どちらになるのでしょうか。

○齊藤日本語教育調査官

例でお示ししているように、修業期間は示していただきたいと考えております。ですので、※印のところは言葉が不足し失礼いたしました。進学かそれ以外の目的かと、修業期間が分かる名称であるというように修正したいと思います。

○古川委員

次に6ページの、ここで書かれている学習時間というのは、これはおそらく、総学習時間かと思うのですが、一方で資料の5のところの学習時間というところが、これは各項目の必要学習時間ですよね。この項目のところの学習時間というのは、各レベルに関して必要な学習時間ですよね。おそらくこれを全部足していくと、総合学習時間になると思うのですが、学習時間というところで見っていくと、これは総学習時間なのか、各項目で必要な学習時間なのかということが分かりにくいかと思うので、もし可能だったら、隣に総学習時間と、あと必要学習時間みたいな感じで書いていただき分かりやすくしていただけたらうれしいです。

す。

○齊藤日本語教育調査官

御指摘ありがとうございます。いただいた内容を踏まえて、分かりやすくなるように記述したいと思います。

○古川委員

最後に8ページですが、学習内容のところで、最後の四つ目です。「社会・文化的情報、交流・体験活動、総合学習の要素」というところで、これはとても大事なことでやるべきだと個人的にも感じているのですが、評価を教育課程に組み込むということは、これは、例えば日本事情みたいな科目を設置してくださいねというようなことを言っているのか、それとも、その教育課程の中に、もちろん評価もするという形で、科目ではないけれども、何かいろんな活動を盛り込んでいきなさいというようなことを言っているのか、もう少し具体的に、どうすることが望ましいのかというところを教えていただけるとうれしいです。

○齊藤日本語教育調査官

科目として実施する場合と、科目とは別建てで行う場合ということと、どちらも考えられるという御指摘ということによろしいでしょうか。

○古川委員

そうですね。進学、日本語学習というのはまた別個のところがあるところが出てきているので、詳しくに教えていただけるとうれしいです。

○齊藤日本語教育調査官

分かりました。科目で実施する場合とそうでない場合とどちらもあり得るということで、もう少しこころは、内容を検討したいと思います。

○戸田座長

佐々木委員、お願いいたします。

○佐々木委員

同じ8ページで、上から二つ目の丸ですが、「設置する課程においては、課程全体を通して」と書いてありますね。そうすると、読み方によっては、常に五つの言語活動を通してやっていかなければいけないというような誤解をする方もあるといけないので、「課程全体では」というように変えてはどうかという提案です。

それから、そのすぐ下のところですが、「方略能力についても」というのは、唐突な感じがします。これは、その前に、「言語知識の定着にとどめず、方略能力についても」と書いていただくと、もう少しはっきりするのではないかと思います。よろしくをお願いします。

○齊藤日本語教育調査官

書きぶりは、いただいたアドバイスを基に深めていきたいと思います。ありがとうございます。

○戸田座長

それでは、少し時間が迫ってまいりましたので、続きまして、資料4の14ページから始まりまして、22ページまで、就労分野に係る教育課程編成のための指針（案）について、御意見を伺いたいと思います。

長山委員、お願いいたします。

○長山委員

まず2点ですが、14ページの二つ目の丸の「課程の編成にあたっては」というところと、それから15ページの三つ目の丸の「課程の到達目標は」というところの文章ですが、ここに日本語教育機関の考え方、目指すところや、学習者の目標、特性等と入ってきているのですが、企業が目線、雇う側の目線が入っていないというのが、就労の内容としてはいかななものかと思えます。

就労の課程は、日本語教育機関の思い込みや、学習者の思い込みだけではなくて、職場のニーズにどれくらい対応した課程を作れるのかというのが、まさに肝だと思うので、ここに雇う側、言葉は様々な使い方があるかと思いますが、雇用主、あるいは産業界のニーズや職場のニーズといった言葉を両方に入れたほうが、質の向上という意味ではいいのではないかと思います。それが1点目です。

2点目につきましては、15ページの一番下の項目です。五つの言語活動の到達レベルで、この五つの言語活動の異なる到達レベルのうち、最も低いものを基準として選定するという書きぶりですが、これは留学も生活も一緒ではないかと思いますが、ここが日本語参照枠の考え方について誤解を与えてしまうような表現ではないかというところがとても気になります。

特に就労の考え方で言うと、接客の仕事の場合は、「書くこと」に関してはあまり求められていないので、「話す」「聞く」に力を入れて、それを少しでも伸ばしていきたい。そうすると、「聞く」「話す」についてはB1の力があります、でも「書く」ことに関してはA2です、あるいは極端な話A1ですというようなことになった場合に、その人をどう評価するかといったら、B1の「聞く」「話す」の能力に着目してほしいわけです。そこを出していきたい。

ですので、総合的にこの人の評価はどうかといったときに、この人は、全部の能力をひっくるめて言うと、A2やA1になってしまうと、むしろ、その人の社会参加を阻害するような考え方になってしまうのではないかと思います。ここで言っているのはそういうことではないということは理解するのですが、この書き方だとそういう誤解を招きかねないところを非常に危惧しています。

○齊藤日本語教育調査官

企業や産業界のニーズを踏まえて、という文言を入れるべきという御指摘は大事な観点かと思えます。修正として加えていければと思います。

二つ目の、15ページの一番下の丸のところですが、御指摘いただいた点は踏まえて、書きぶりは検討する必要があるかと思うのですが、ここで言わんとしていることは、その課程として、枠組みとしての課程と捉えた場合の示し方ということです。その辺りがもう少し分かるような記述を考えてまいります。

○長山委員

課程としての示し方だったとしても、その課程が「書くこと」がA2だったら、A2の課程ですねという形になってしまうと、A2の課程しか出ていないのですねという評価になってしまうと思います。いや、そうではないですよ。この人は、接客業で言えばもうB1ですから、自信持って採ってくださいと言えるような表現の仕方というのは、ただし書でも、入れていただいたほうがいいのではないかと思います。

○戸田座長

そのほか就労分野に関して、御意見はいかがでしょうか。

○松井日本語教育調査官

長山委員からの御指摘に少し補足説明をいたします。御指摘の点はおっしゃるとおりで、これはあくまでも個人の学習者の能力評価ではなく、課程のレベル表示だということ、これが一つあるということで、書きぶりは検討したいと思います。例えば長山委員が御指摘になった、そういう接客の場合の口頭能力はB1ですよといったとき、この学習者、こういうコースをどう考えるかということについてですが、次のページの16ページに、「修業期間は、設置する各課程の目的に照らし適切に定めることができ、個々の学習者は修業期間の一部を履修することができる」と、このような説明がございます。

例えば接客の方々の口頭能力を目的としたコースというのは、あくまでも課程としてA1からB1まで、あるいはB2までの課程をそろえていた場合の一部を履修するということで、この接客のコースを修了された方は、口頭能力に関しましてはB1に達しているところを認定することができます。

そもそも一部を履修するわけですから、書く能力、読む能力というものは、当然、評価をしていないというか、コースの範疇に入っておりません。B1として評価するということで、口頭能力の育成を中心としたコースにおいて、わざわざ低い読み書き能力といったところもフォーカスして、コースを低めに設定するというのではなく、この一部を履修することができるということで、適正な能力評価を行っていきたいというところは考えております。

ただ、この書きぶりだけでは御懸念のとおり誤解があらうかと思しますので、書きぶりについては検討をいたします。ありがとうございます。

○戸田座長

長山委員、どうぞ。

○長山委員

立て続けになって大変恐縮ですが、今の点、事務局の御説明は承知いたしました。また書きぶりについてお願いいたします。

続けて、これは就労も生活も共通してくることかと思いますが、17ページのレベルの設定及び学期、この学期という使い方が、とても就労でも生活でも違和感があるというのを仙田委員とも話をしていました。これは留学のほうでは、このような書きぶりではなくて、留学のほうのレベル設定及び学期の書きぶりは、一定期間ごとに言語活動ごとに評価で、学期という言葉を出さずに表現をしているので、就労と生活も、この1番目の丸、2番目の丸のところは、留学とむしろ同じでもいいのではないかと感じました。学期というところはどうも違和感があると思った次第です。

○戸田座長

今、就労分野のところでございますが、皆様から御意見はよろしいでしょうか。今スライドの14ページのところで、私からも一つございまして、14ページの二つ目の丸の下から2行目のところですが、「学習者が希望する業種、職種に送り出すために」とありますが、必ずしも送り出すだけではなく、業務遂行上のさらなる充実といいますか、キャリアアップということもありますので、その辺の書き方を工夫いただければと思います。

では、続けてまいります。23ページから31ページ、生活分野に係る教育課程編成のための指針（案）についていかがでしょうか。

○齊藤日本語教育調査官

事務局より、よろしいでしょうか。

○戸田座長

お願いいたします。

○齊藤日本語教育調査官

本日御欠席されている仙田委員よりコメントを幾つかいただいております、そのうち1点は先ほど長山委員が御指摘くださいました、学期の設定についての御指摘でございました。もう1点は、27ページの「学習を自ら管理する能力について」コメントをいただきました。御紹介させていただければと思います。

生涯学習の観点から、情報・メディアリテラシーの育成や図書館等の公共施設の利用について記載があってもいいのではないかと御指摘でございました。それから、地域社会で生きていくのに必要な学習内容というのは、もっと多様にあるということで具体例を幾つかいただいております、公共サービスの利用、民間サービスの利用等とございました。そういったものも推奨する学習内容等に記載をしてはどうかということで、コメントをいただいております。以上でございます。

○戸田座長

ありがとうございました。いかがでしょうか。今、生活分野のところでございます。もし

後でということであれば、最後にまた伺いたいと思います。

続きまして、資料5です。分野ごとの言語活動別の目標ということで資料がございますが、これに関しまして御意見、御質問はございますか。

それでは、資料5については特に御意見がないということで、全体として何かこれだけはこの御意見がございましたら、最後をお願いいたします。

西村委員、お願いいたします。

○西村委員

今回かなり細かく教育内容に関することをお書きくださって、具体的にイメージできるようになったのですが、ここで三つのカテゴリーに関して評価という言葉がたくさん使われているのですが、ここで言う評価というのは、その言語活動を、授業をやって、どういうことが身についたかとか、あるいは自分で振り返って何ができるようになったと考えたかというようなことだと思のですが、そういった評価というものと、それから日本語教育機関、特に留学の場合は成績表といったものも出さなければいけないかと思います。

そういったものは少し区別しながら、成績表の場合はどのような形で出していくのか、それを全てCan doで出すというような方向に、国としても、文化庁としてそういったものを推奨していくのか、それとも今までのようなABC評価みたいなものというのも併用していくというようなことをお考えなのか、何かイメージがございましたら、今後、私も考える上で参考にしたいと思いますので、御意見いただければと思います。

○戸田座長

事務局、いかがでしょうか。

○松井日本語教育調査官

成績評価というのは、進学あるいは就労等々で非常に数値的な成果を求められることも多々あるかと思いますが、その成績評価のイメージにつきましては、各教育機関の目標、コースの設置の趣旨に応じて、設定していただくということになろうかと思いますが、この時点でお示ししている評価というのは、形成的評価、総括的評価を組み合わせ、あるいは数値的な評価、あとはポートフォリオなどを使った質的な振り返り、そういったものを総合的に組み合わせ評価を行っていただきたいということです。具体的な言語目標については、Can doを定め、課題遂行のところで、それを最終的にどのような成績評価に落とし込むかということについては、カリキュラムの目標と内容と評価の方法、これが一貫した形で最終的に成績評価に落とし込んでいくというところに一定の合理性があれば、そこは多様性を尊重して、各教育機関の目的に応じた成績評価等々をお示しいただければよろしいのではないかと現状では考えております。

○戸田座長

西村委員、いかがでしょうか。

○西村委員

何となくイメージがつかめました。ありがとうございます。学則等との絡み等もあると思いますので、専門学校などの場合は、ほかの学科、課程の成績評価との絡みもあり、どうなっていくのかというのが若干不安もあったのですが、今の御説明で、きちんと整合性を取っていくことで、従来の評価に近い形のものも認めていただけるような可能性もあるのかと思いました。

かといって古いものにこだわらずに、新しい形できちっと学習者の能力が評価できるというのを私も探っていきたいと思いました。

○戸田座長

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございました。

これで議事は終了しましたので、本日のワーキンググループはここまでとしたいと思います。今後の予定について、事務局からお願いいたします。

○齊藤日本語教育調査官

委員の皆様、御議論ありがとうございました。本日御議論いただいた内容は、9月26日火曜日に開催予定の日本語教育小委員会にて報告させていただきます。また、次回のワーキンググループにつきましては、10月の開催を予定しております。

○戸田座長

ありがとうございました。それでは、これで第3回認定日本語教育機関の認定基準等の検討に関するワーキンググループを閉会いたします。皆様、本日もありがとうございました。

— 了 —